

## 食品廃棄物等の発生量把握について

### ○廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月28日付け変更）における取組目標

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成25年度43市町村）に対し、平成30年度において、200市町村に増大させること。

### ○県内市町村の取組状況

平成29年8月3日付けアンケート調査では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数は33市町村中9市町村



家庭からの食品ロスの発生状況等その実態を把握するため、神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会において、県で統一した食品廃棄物の調査手法を市町村と検討し、マニュアル（素案）を作成

➡ 県と市町村が連携してより効果的な普及啓発等を行うための基礎資料とする。

### 調査手法

食品ロスの発生状況を調査するには、組成分析やアンケート調査等の手法が考えられるため、次の手法により調査することとした。

- ➡
- 調査の正確性などの理由から、一般廃棄物処理施設を維持管理するために行っている組成分析（環整第95号別紙2）に基づき実施
  - 原則年4回以上調査し、「直接廃棄（手付かず食品）」、「食べ残し」及び「調理くず等（食品廃棄物）」の3つに手作業により分類

### 調査の主な流れ

ステーションや収集・運搬車から最低でも100kg以上を試料として採取

採取した試料の外袋を破袋する前に、試料の調整を行う。

四分法に準じて外袋のまま試料を4つに分け、平均値に近いものを試料とする。

採用した試料の外袋を破袋し、3分類の調査を行う。

計量後過剰除去を推計し、それぞれの割合を算出

➡ 県に調査結果を報告

➡ 県で各市町村の調査結果を取りまとめ、フィードバック  
⇒得られた数値を普及啓発等の政策に反映